

## 宿泊研修施設・レストラン業務委託 契約書

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結し、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

### （目的）

**第1条** 本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

なお、委託業務遂行に関する事務取扱の細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上取り決めるものとする。

### （業務内容）

**第2条** 甲は、次に定める業務（以下、「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

#### （1）業務内容

大阪市舞洲障がい者スポーツセンターにおける次の業務とする。

- ① 宿泊利用に関する支援業務
- ② 休憩利用に関する支援業務
- ③ 研修室利用に関する支援業務
- ④ レストラン利用に関する業務

#### （2）履行場所

大阪市此花区北港白津2-1-46  
大阪市舞洲障がい者スポーツセンター

#### （3）その他甲乙協議の上決定された業務

**2** 甲または乙は必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更及び追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方法、業務委託料などを改めて決定するものとする。

### （契約期間）

**第3条** この契約期間は、次のとおりとする。

令和3年4月1日～令和5年3月31日

**2** 本契約の有効期間は、期間満了日から6箇月前までに甲乙いずれかから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

**(利用料金等)**

**第4条** 甲の宿泊及び休憩、研修室の利用料金は、大阪市障害者スポーツセンター条例及び大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則に定める別表1から別表3の範囲内で、大阪市の承認を得て甲が定める額とし、甲の収入とする。

なお、レストランの利用料金は、同条に含めず、乙の収入とする。

**(委託料及び支払方法)**

**第5条** 委託料は、前条の利用料金の収入に歩合率\_\_\_\_\_ . %を乗じて算出する。なお、円未満が生じた場合は、切り捨てとする。

2 委託料は、毎月、乙の請求をもって甲が指定期日までに、乙が指定する口座に支払う。なお、その際の送金に関する手数料は、乙の負担とする。

**(法令等の遵守)**

**第6条** 乙は、委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

**(指示)**

**第7条** 甲は、乙に委託業務の実施について必要な指示を与えることができる。

**(調査等)**

**第8条** 甲は、委託業務の実施状況について、実地調査することができる。

また、甲は乙に対し必要な資料の提示及び報告を求めることができる。

2 甲は前項の報告の結果、委託業務の実施状況が不相当であると認めたときは、乙に改善を求めることができる。

**(権利の譲渡等の禁止)**

**第9条** 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡するなど継承させてはならない。

ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、委託業務の全部または一部を再委託することができる。

**(事故処理)**

**第10条** 本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方へ連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

**(損害賠償)**

**第11条** 業務で生じた損害については、乙がその費用を負担する。

ただし、その損害（保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する（乙が業

務を他に委任した時も含む)。

#### (業務及び費用の分担)

**第12条** 業務を運営する上での甲乙の業務分担及び経費の負担については、別記の区分による。

#### (秘密の保持)

**第13条** 甲及び乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、及び個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

#### (公益通報の報告等)

**第14条** 乙は、当該業務について、甲が定めた公益通報者保護規程第1条に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を甲に報告しなければならない。

2 乙は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、保護規定に定める申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を甲へ報告しなければならない。

#### (人権研修の実施)

**第15条** 乙の従業員は、障がい者への理解や人権問題についての正しい認識を持ち、業務を遂行できるよう研修を実施し、研修の結果を甲に報告すること。

#### (契約の解除)

**第16条** 甲及び乙は本契約期間中において、6箇月前の予告期間をもって本契約を解除することができる。

2 前項に基づく解除については、甲及び乙は相手方に対しその事業に損害が生じないように配慮するものとする。

#### (契約の無効)

**第17条** この契約は、甲が大阪市より大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの指定を受けている場合のみ有効となり、指定を取り消された場合は無効となる。

#### (協議事項)

**第18条** 本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

大阪市天王寺区東高津町12番10号  
大阪市立社会福祉センター内  
社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
理事長 石田易司

乙

別表 1

区 分		利 用 料 金	
		宿 泊	休 憩
小学生等以外の者(12歳以上の者に限る。)	障害者若しくは障害者の介護者(障害者1人につき2人までに限る。)又は65歳以上の者	1人1泊につき 4,000円	1人1回につき 600円
	その他の者	1人1泊につき 6,500円	1人1回につき 1,000円
小学生等		1人1泊につき 2,800円	1人1回につき 400円
1室に1人で宿泊する場合は、上記金額に1泊につき、1,000円を加算した額とする。			

別表 2

区 分	利 用 料 金							
	午 前 9~12時	午 後 13~17時	午前・午後 9~17時	夜 間 18~21時	午後・夜間 13~21時	終 日 9~21時	超過時間 1時間ま でごとに	
研 修 室	1	1,800円	2,800円	4,600円	4,200円	7,000円	8,800円	700円
	3	1,300円	2,000円	3,300円	3,000円	5,000円	6,300円	500円
	2	800円	1,200円	2,000円	1,800円	3,000円	3,800円	300円

別表 3

区 分	利 用 料 金
カラオケ装置 (一式)	一回につき 5,000円



## (2) レストラン

### ■ 営業内容

- ・ 宿泊者等の朝食(※) 7:30～ 9:00
  - ・ 宿泊者等の夕食(※) 17:00～20:00
- (※) 3日以上前の予約のみ対応
- ・ レストラン営業時間 11:00～14:00
  - ・ 休業日 大阪市舞洲障がい者スポーツセンター休館日

### ■ 業務分担

業 務 内 容	甲	乙
宿泊等の食事(夕食・朝食)の予約に関すること		○
広報に関すること		○
メニュー作成に関すること		○
アンケート等の調査に関すること		○
マニュアル作成に関すること(食中毒 など)		○
衛生管理に関すること		○
研修・訓練等に関すること		○
関係省庁に提出する書類等の作成、提出、保管		○
報告書の作成、保管		○

### ■ 経費の負担

負 担 の 内 容	甲	乙
施設賃借料(家賃)	○	
水道光熱費	○	
厨房設備・備品	○	
上記の修繕等(設備の消耗品などの損傷を除く)	○	
(管理上の瑕疵によるもの)		○
鼠・害虫消毒駆除費		○
塵埃処理費		○
消耗品費(消毒費、洗剤 等)		○
材料費		○
副材料費(ラップ、アルミホイル等)		○
事務用品		○
諸官庁届け費用等		○
公租公課		○
衣服費(ユニフォームなど)		○
保健衛生費(検便、健康診断等)		○
営業諸経費		○